

生駒市消防本部訓令甲第4号

生駒市火災予防査察違反処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年4月3日

生駒市消防長 川端 信一郎

生駒市火災予防査察違反処理規程の一部を改正する訓令

生駒市火災予防査察違反処理規程（平成24年6月生駒市消防本部訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

第6条中「別に定める」を「別表に定めるところによる」に改める。

第23条第4項中「質問調書」を「質問調査書」に改め、同条第5項中「実況見分調書」を「実況見分調査書」に、「質問調書」を「質問調査書」に改める。

第33条第1項中「第8条の2第3項」を「第8条の2第5項及び第6項」に改める。

第41条第3項中「昭和36年政令第37号」の次に「。以下「政令」という。」を加える。

第43条中「署名押印」を「署名」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第6条関係）

区 分	範 囲
第1種対象物	(1) 政令別表第1(5)項イ、(16)項イ及び(16の2)項に掲げる防火対象物(同表(16)項イ及び(16の2)項に掲げる防火対象物にあつては、同表(5)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)。 (2) 政令第12条第1項各号(第5号及び第12号を除く。)に掲げる防火対象物のうち、延べ面積が1,000平方メートル以上のもの。 (3) 政令第12条第1項第12号に掲げる部分を有する

	<p>防火対象物（政令別表第1(5)項口に該当するものを除く。）</p> <p>(4) 消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第12条第1項第8号に掲げる防火対象物</p> <p>(5) 危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号。以下「危令」という。)第17条に規定する給油取扱所(危険物の規制に関する規則(昭和34年府令第55号)第28条第1項に規定する自家用給油取扱所を除く。)</p> <p>(6) 前号の給油取扱所に隣接し、管理権原を同一にする法第10条に定める危険物施設</p>
第2種対象物	<p>第1種対象物に該当しない防火対象物で、政令別表第1(1)項から(4)項まで、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げるもののうち、延べ面積が1,000平方メートル以上のもの(政令第11条の規定により屋内消火栓設備の設置を必要とする防火対象物に限る。)</p>
第3種対象物	<p>第1種対象物及び第2種対象物に該当しない防火対象物で次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第8条第1項に掲げる防火対象物</p> <p>(2) 政令第11条の規定により屋内消火栓設備の設置を必要とする防火対象物</p> <p>(3) 政令第12条第1項各号(第5号及び第12号を除く。)に掲げる防火対象物のうち、延べ面積が1,000平方メートル未満のもの</p> <p>(4) 政令第12条第1項第5号に規定するラック式倉庫</p> <p>(5) 政令第12条第1項第12号に掲げる部分を有する防火対象物(政令別表第1(5)項口に該当するものに限る。)</p> <p>(6) 政令第21条第1項の規定により自動火災報知設備の設置を必要とする防火対象物</p> <p>(7) 政令別表第1(17)項及び(18)項に掲げる防火対象物</p> <p>(8) 法第10条に定める危険物施設を有する防火対象物</p>
第4種対象物	<p>第1種対象物から第3種対象物までに該当しない防火対象物で次に掲げるもの</p> <p>(1) 政令第10条第1項の規定により消火器具の設置</p>

	を必要とする防火対象物 (2) 危令第1条の10第1項各号に掲げる物質を当該各号に定める数量以上貯蔵し、又は取り扱う防火対象物 (3) 条例第46条の規定による届出が必要な危険物又は指定可燃物 (4) 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)の規制を受ける施設を有する防火対象物
第5種対象物	第1種対象物から第4種対象物までに該当しない防火対象物

様式第6号中「第35条の10」を「第35条の13」に改める。

様式第16号中「質問調書」を「質問調査書」に、「任意に」を「、任意に」に、「供述した」を「申述した」に改める。

様式第17号中「実況見分調書」を「実況見分調査書」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の訓令(以下「旧訓令」という。)の規定により提出されている様式は、この訓令による改正後の訓令の規定により提出された様式とみなす。
- 3 この訓令の施行の際現に存する旧訓令の規定による様式は、所要の修正を加え、なお使用することができる。